

令和3年第2回衣浦東部広域連合議会定例会

議案書

(令和3年8月18日提出分)

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第1号	令和2年度衣浦東部広域連合一般会計繰越明許費の繰越しについて	1
認定第1号	令和2年度衣浦東部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案第9号	令和3年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第1号）について	別冊
委員会提出議案第1号	衣浦東部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	5

報告第1号

令和2年度衣浦東部広域連合一般会計繰越明許費の繰越しについて
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許
費の繰越しについて、別表のとおり報告する。

令和3年8月18日提出

衣浦東部広域連合長 神 谷 学

別表

令和 2 年度 衣 浦 東 部 広 域 連 合

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 消防費	1 消防費	安城南分署整備事業（設計委託料）	2,000,000	2,000,000

一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				2,000,000

委員会提出議案第 1 号

衣浦東部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
衣浦東部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 8 月 1 8 日提出

衣浦東部広域連合議会

議会運営委員会委員長 柳 沢 英 希

衣浦東部広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

衣浦東部広域連合議会会議規則（平成 1 5 年衣浦東部広域連合議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「出産その他の事故」を「育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 8 4 条中「出産その他の事故」を「育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第 1 3 1 条第 1 項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、欠席の届出及び請願書の押印手続きの見直しのため必要があるため。

